

土地に対する 固定資産税の課税地積

令和9年度（2027年度）から土地にかかる固定資産税を地籍調査終了後の面積（登記地積）で課税します。

問税務課（吉備庁舎） ☎ 22 - 3272

当町では固定資産税について、地籍調査で土地の面積が減少した場合は減少後の面積で課税し、増加した場合は地籍調査前の面積（現況地積）で課税してきました。

しかしながら、地籍調査の終了に伴い、令和9年度（2027年度）からは町内全ての土地に対して、地籍調査後の面積（登記地積）での課税を行います。これにより、地籍調査後の面積（登記地積）が増えている土地は、固定資産税が増額となります。

また、これまで免税点未満（土地の課税標準額の合計額が30万円未満）のために、固定資産税が課税されていなかった方でも、地籍調査後の面積（登記地積）での計算により、新たに固定資産税が課税される場合がありますので、ご理解をお願いします。

課税明細書の例

区分	土地又は家屋の所在地			不動産番号	固定	課税標準額（円）	本則課税標準額（円）
登記地目又は種類・用途	登記地積又は床面積（㎡）	建築年	評価額（円）	前年度課税標準額又は 比準課税標準額（円）		軽減税額（円）	
現況地目又は構造	現況地積又は床面積（㎡）	現況階層		減免税額（円）		相当税額（円）	
家屋番号又は共用土地の持分割合	非課税地積又は床面積（㎡）	現況屋根					
備考							

令和8年度（2026年度）まで

土地	下津野〇〇〇			不動産番号	固定	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
宅地	地籍調査後の面積 → 400.00			〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
宅地	現在課税している面積 → 300.00					〇	〇〇,〇〇〇
	0.00						
備考							

令和9年度（2027年度）から

土地	下津野〇〇〇		不動産番号	固定	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
宅地		400.00	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
宅地	地籍調査後の面積で課税 →	400.00			〇	〇〇,〇〇〇
		0.00				
備考						

地籍調査後の面積（登記地積）が400㎡、地籍調査前の面積（現況地積）が300㎡の場合、令和8年度（2026年度）までは、300㎡で課税しています。

令和9年度（2027年度）からは、地籍調査後の面積（登記地積）の400㎡で課税します。

※地籍調査で面積が増加しても、地籍調査後に分合筆や売買などの変更登記が行われている場合は、既に調査後の面積（登記地積）での課税となっていることがあるので、ご注意ください。